

## IOSCOアウトソーシング原則について

### 1. アウトソーシング原則の策定

- IOSCO証券仲介者常設委員会で検討・策定したアウトソーシング原則(案)を、パブリック・コメントに付すため、平成16年夏に公表。
- IOSCO証券仲介者常設委員会メンバー国の証券会社のアウトソーシングの現状について、調査を実施。日本では、日本証券業協会を通じて、大手、準大手、銀行子会社、ネット専業、PTS、外資系及び財務局管轄証券会社の計48社に対して調査を実施。
- 本年2月、各国の調査結果、原則(案)に対する意見とその回答及びパブリック・コメントを受けて修正した原則が公表された。

### 2. アウトソーシング原則

1. アウトソーシングを行う企業は、適切な第三者サービス・プロバイダーを選定し、その業務遂行を監視するにあたって、適切なデュー・ディリジェンス過程を経るべきである。
2. アウトソーシングを行う企業は、第三者サービス・プロバイダーと法的拘束力のある書面による契約を交わすべきである。その契約の性質と詳細は、アウトソーシングを行う企業のビジネスにとって、アウトソーシングする業務の重要性にふさわしいものであるべきである。
3. アウトソーシングを行う企業は、次の事項を確実にするために、適切な措置をとるべきである。
  - ① アウトソーシングを行う企業の企業秘密、顧客関連情報及びソフトウェアを保護するための手続が適切であること。
  - ② サービス・プロバイダーが、緊急時の手続及び災害復旧計画を確立、維持し、バックアップ設備を定期的に点検していること。
4. アウトソーシングを行う企業は、サービス・プロバイダーが、自社の企業秘密、他

の情報及びアウトソーシングを行う企業の顧客の機密情報を、故意または不注意により、権限のない者に開示してしまうことから保護するために適切な措置をとるべきである。

5. 監督当局は、単一のサービス・プロバイダーが複数の企業に対してアウトソーシング・サービスを提供することによってもたらされるリスクを認識するべきである。
6. 第三者サービス・プロバイダーとの間のアウトソーシングは、契約の終了及び適切な退出計画に関する契約条項を含むべきである。
7. 監督当局、アウトソーシングを行う企業及びその監査人は、アウトソーシングされた業務に関するサービス・プロバイダーの帳簿や記録に対するアクセス権をもつべきであり、また監督当局は、要求に応じて、規制・監督に関する業務に関する情報を、直ちに得られるようにするべきである。

### 3. アウトソーシング原則の取扱いについて

- 原則の実施は、各国の証券監督当局に委ねられており、直接適用されるものではない。
- 業務上のトラブル防止の観点から、各証券会社がアウトソーシング原則の内容を活用することが期待されること。

以上